

## 経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項

- 1 経営所得安定対策等の交付金に関する申請書、報告書の写し、出荷・販売に関する契約書及び販売伝票等の関係書類の提出や、経営所得安定対策等立入調査実施要領（令和4年3月25日付け3農産第3569号農林水産省農産局長通知）に基づく立入調査において、地方農政局等から求められた質問への回答や物件の提出等には、交付金を受給している限り、それに応じます。

また、営農計画書に記載した対象作物について、は種、肥培管理、収穫、品位調製、出荷等の各段階において、サンプル採取や関係書類の提出を地方農政局等から求められた場合には、そのことが無通告であってもそれに応じます。

（なお、地方農政局等は、上記の場合において、当該対象作物の所有権が出荷先等に既に移転している場合には、所有権の一部合意解除により、サンプルを確保することがあります。）

- 2 出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類について、交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管し、地方農政局等からの求めがあった場合には、提出します。

- 3 以下の場合には、交付金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。

（この際、関係する交付金のみならず、申請している全ての交付金の返還、不交付に該当する場合もあるので、十分に注意願います。）

- (1) 交付申請書、営農計画書及びその他の提出書類において、**虚偽の内容を申請**したことが判明した場合
- (2) 正当な理由なく、**営農計画書に記載した交付対象作物を作付けていない**ことが判明した場合
- (3) 営農計画書に記載した**交付対象作物**について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないこと、**適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていない**ことや、**正当な理由なく、出荷・販売をしていない**こと、**その他交付要件を満たす取組が行われていない**ことが判明した場合
- (4) **必要書類が保管されていない**ため、交付金の交付要件を満たすことが確認できない場合や、**必要書類が保管されていたとしても提出を拒む場**

合

- (5) 地方農政局等による「経営所得安定対策等立入調査」に応じない場合、  
また、同調査において、虚偽の回答等を行った場合

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る確認事項

1 土づくりの励行

土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術です。また、土づくりにおける堆肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要です。このため、堆肥等の有機物の施用等による土づくりを励行しました。

2 適切で効果的・効率的な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠ですが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼします。このため、都道府県の施肥基準、土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量及び施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行いました。

3 効果的・効率的で適正な防除

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合には、必要に応じて農薬の使用その他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行しました。農薬の使用及び保管は、関係法令に基づき適正に行いました。

4 廃棄物の適正な処理・利用

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は、関係法令に基づき適正に行いました。また、作物残さ等の有機物について利用及び適正な処理に努めました。

5 エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制及び資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥等施設・機械等の使用及び導入に際して、不必要・非効率的なエネルギーの消費をしないよう努めました。

6 新たな知見・情報の収集

環境と調和のとれた農業生産を図るため、作物の生産に伴う環境に対する影響等に関して新たな知見及び適切な対処に必要な情報の収集に努めました。

7 生産に係る情報の保存

生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等に係る記録を保存しました。

## 個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてをよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱い」欄の「同意する」に○を付けてください。

### 経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省、地域農業再生協議会は、経営所得安定対策等の交付金を交付するために、本対策の加入者から提出された申請書等に記載された個人情報を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本対策の各交付金の交付に係る交付事務のために利用します。

また、農林水産省、地域農業再生協議会は、本対策の各交付金の交付のほか、次の事業等（注 1）に係る交付金の交付等に当たり、申請書等に記載された内容及び交付決定の内容等を加入者の関係する次の関係機関（注 2）に必要最小限度の範囲内において提供又は確認する場合があります。

このほか、農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等、米穀流通監視業務の調査等を行うために、本申請書等に記載された内容を各地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務所及び都道府県で必要最小限度内の範囲内において利用する場合があります。

この個人情報の取扱いについて同意された場合は、本対策の交付金の交付事務の手続上、申請書等の記載内容の訂正が必要になったときでも、農林水産省が関係機関に申請書等の内容について照会して訂正手続を行うなど訂正手続が軽減されるほか、対策加入者が関係する本対策以外の各事業の交付金等においても書類の提出が不要になる等、手続が簡素化されます。

さらに、農林水産省、地域農業再生協議会が行った作付面積等の確認結果に基づき、農林水産省、地域農業再生協議会が交付申請書及び営農計画書の内容を訂正することがあります。

事業等  (注 1)	農業共済事業、農業経営収入保険事業、最適土地利用対策、環境保全型農業直接支払交付金、人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業、農地集積・集約化等対策事業、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく交付金の交付、農家負担金軽減支援対策事業、畜産生産力・生産体制強化対策事業、国産畜産物安心確保等支援事業、環境負荷軽減型持続的生産支援事業、農業者年金事業 等
機関等  (注 2)	都道府県、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、登録検査機関、都道府県種子協会、農業共済組合連合会、農業共済組合等、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区 等

## 安全な農作業の実施に係る確認事項

- 1 乗用型トラクターの転倒・転落に備え、安全キャブ又は安全フレームが付いているものを使用し、シートベルトを着用していますか。また、安全フレームは立てた状態で使用していますか。
- 2 ほ場以外の場所では、左右のブレーキを連結していますか。(乗用型トラクター)
- 3 ほ場までの移動経路のうち、転倒・転落のおそれのある箇所を確認していますか。(農業機械全般)
- 4 ほ場周りやほ場への進入路について、安全に移動・出入りできる状態になっているか確認し、必要に応じて整備していますか。(農業機械全般)
- 5 駐車は平坦な場所で行い、駐車ブレーキをかけエンジンを切っていますか。やむを得ず坂道で駐車する場合は、車止めを使用していますか。(農業機械全般)
- 6 PTO軸にはカバーを装着し、回転部分が見えないようにしていますか。また、詰まりの除去など、作業機の回転部に近づく時は、エンジンを切っていますか。(乗用型トラクター)
- 7 歩行型トラクターをバックで使用する時は、背後に挟まれるおそれのある立木、ハウスの壁・骨組やつまずくおそれのある障害物が無いことを作業前に確認していますか。
- 8 デッドマン式クラッチや緊急停止装置、挟圧防止装置など、歩行型トラクターの安全装置について理解し、使用する機械への搭載の有無を確認していますか。
- 9 熱中症予防のため、暑い日に農作業を行う時は、こまめに日陰の比較的涼しい場所で休憩し、水分・塩分を補給していますか。また、なるべく二人以上で作業する、携帯電話を持ち歩くなど、周囲に連絡できるような状態にしていますか。

水稲生産実施計画書 兼 営農計画書

年産における農地の利用計画を申請します。(年産における経営所得安定対策等の交付金に係る対象作物の作付面積等を申告します。)

作成者 氏名又は法人組織名 フリガナ 法人組織の代表者氏名 フリガナ 住所 (〒 - ) 電話 FAX 経営形態

交付申請者管理コード 共同加入者コード 水田・畑作経営所得安定対策/対策加入者管理コード

畑地化促進事業・定着促進支援の交付方式 一括交付方式 分割交付方式

水田活用の直接支払交付金のうち水田農業高収益化推進助成関係 高収益作物定着促進支援 対象面積 R2 R3 R4 R6

畑地化促進事業のうち定着促進支援関係

高収益作物定着促進支援 対象面積 R4 R5 畑作物定着促進支援 対象面積 R4 R5

※ R4年において、既に、水田農業高収益化推進助成により高収益作物定着促進支援を受けた農地が含まれる場合は、当該面積は対象面積から差し引いて記入する。

農地の利用計画記入欄(農地転用を行った場合は、その転用面積は本地面積及び作付面積から除いてください) 農地の番号 地名・地番、大字、字、集落地番 交付対象農地区分(注1) 水稲作付最終年(注2) 作期(注3) 面積(本地面積) 作物作付面積(注4) 作物名(注5) 地権者(権原を有する者)(注8) 畑地化(注9) 高収益作物のみ(注10) 促進事業(R4補正)該当(注11) 水田農業高収益化推進計画(注13) 高収益作物定着促進支援開始年(注14) 畑作物定着促進支援開始年(注16) 畑作物産地形成促進事業(R4補正)対象(注17) コメ新市場開拓等促進事業(注19) 備考

- (注1) 「交付対象農地区分」欄は、交付対象水田は「1」、交付対象外水田は「2」、畑地は「3」と表記することで区別する。
(注2) 前年度以前で、水稲を作付けた最終年を記入する。
(注3) 一つのほ場で二毛作に取り組む場合は、ほ場欄を二段書きすることとし、「作期」欄において、主食用水稲又は基幹作物として作付した作物は「1」、二毛作として作付した作物は「2」と表記することで区別する。
(注4) 同一ほ場内で、戦略作物助成の支援単価が異なる場合(は種面積と作付面積が一致しない場合は、書面上分筆して記入する。
(注5) 「作物名」欄には、主食用水稲(一般米、醸造用玄米又は種子用米生産ほ場)、麦(小麦(※)、二条大麦、六条大麦、はだか麦、麦芽原料用麦(ビール用麦等)又は種子用麦)、てん菜、でん粉原料用ばれいしよ(専用品種、その他)、なたね(食用植物油用、その他)、そば(普通そば又は種子用そば)、大豆(普通大豆、黒大豆又は種子用大豆)、飼料作物(青刈り稲、子実用とうもろこし、青刈りとうもろこし、牧草、その他)、米粉用米、飼料用米(生もみを直接利用する取組は「飼料用米・生もみ」、WCS用稲、加工用米、新市場開拓用米又は野菜等の作物名のほか、不作付地がある場合はその状態(調整水田、自己保全管理、土地改良通年施行等)を全てのほ場について記入する。
(注6) 飼料作物(牧草)を作付けるほ場であって、当年産では種を行うほ場の場合は、○を記入する。
(注7) 「多収品種」欄には、区分管理で米粉用米、飼料用米の作付に取り組む場合において、多収品種を用いる場合は「1」、それ以外の場合は「2」と表記することで区別する。また、「1」の場合は「品種名」欄に品種名も記入する。
(注8) 農地中間管理機構から農地を借り受けている等の場合は、農地中間管理機構の名称を記入する。
(注9) 高収益作物の畑地化及びそれ以外の畑地化に取り組む場合は、対象年度を記入する。
(注10) 畑地化の取組後、5年以上継続して高収益作物を作付ける場合は、○を記入する。
(注11) 畑地化促進事業(R4補正)に取り組む場合は、○を記入する。
(注12) 水田活用の直接支払交付金のうち畑地化促進助成(R5当初)に取り組む場合は、○を記入する。
(注13) 水田農業高収益化推進計画の対象となる場合は、○を記入する。
(注14) 当年度に高収益作物定着促進支援の対象に該当するほ場は、支援が開始された年度を記入する。(畑地化促進事業(R4補正)においては、R4開始分は「R4」、R5開始分は「R5」と記入。)
(注15) 高収益作物定着促進支援に、加工・業務用の野菜・果樹で取り組む場合は、○を記入する。
(注16) 当年度に畑作物定着促進支援の対象に該当するほ場は、支援が開始された年度を記入する。(畑地化促進事業(R4補正)においては、R4開始分は「R4」、R5開始分は「R5」と記入。)
(注17) 畑作物産地形成促進事業(R4補正)に申請したほ場は、○を記入する。
(注18) 畑作物産地形成促進事業(R4補正)において、令和6年度に畑地化に取り組む場合は、○を記入する。
(注19) コメ新市場開拓等促進事業に申請したほ場は、○を記入する。
(注20) 畑作物産地形成促進事業(R4補正)に係る要綱Ⅳの第2の3の(8)の④のたし書き又は畑地化促進事業(R4補正)に係る要綱Ⅳの第2の4の(5)のたし書きの規定により、別途実施される事業を活用する場合に限り、畑作物産地形成促進事業において実施される事業に該当する場合は「1」を、畑地化促進事業において実施される事業に該当する場合は「2」をそれぞれ記入する。

畑作物の直接支払交付金(分)に係る生産予定面積(認定農業者、要件を満たす集落農業、認定新規就農者が対象) 対象畑作物 生産予定面積※1 対象畑作物 生産予定面積※1

- ※1 ゲタに係る対象畑作物ごとの「生産予定面積」は、下記(1)～(7)を参照の上、記入する。
(1) ゲタに申請する方は、必ず、生産予定面積を記入する。
(2) 水田、畑、二毛作の区分に限らず、作付面積の合計。
(3) 麦は、数量弘の対象とならない種子用麦及び麦芽原料用麦(ビール用麦等)を除いた面積。
(4) 小麦は、「春まき」と「秋まき」に区別した面積。
(5) 大豆は、数量弘の対象とならない種子用大豆及び黒大豆を除いた面積。
(6) そばは、数量弘の対象とならない種子用を除いた面積。
(7) なたねは、数量弘の対象とならない食用植物油用以外のものを除いた面積。

水稲単収 kg/10a 水稲用途別作付面積 用途 農業者記入欄 担当者記入欄(確定値を記入) 出荷・販売契約数量 生産予定面積 出荷・販売契約数量 生産予定面積 作況調整後の出荷・販売契約数量

※1 ①及び②については「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に基づく契約数量等を記入すること。
※2 米粉用米、新市場開拓用米及び加工用米について、「うちコメ新市場事業対象を除く」欄には、コメ新市場開拓等促進事業に申請していない数量・面積を記入し、「うちコメ新市場事業対象」欄には、コメ新市場開拓等促進事業に申請した数量・面積を記入すること。

戦略作物等関係(水田活用の直接支払交付金対象農地のみ該当) 対象作物 基幹作物作付面積 二毛作付面積 麦(※1) 大豆(※1) 飼料作物(除くWCS用稲) ①=④+⑤+⑥+⑦+⑧ うちは種(※2) ②=④+⑤+⑥+⑦+⑧ うちは種以外(※3) ③=⑨ うち青刈り稲(※3) ④ うち子実用とうもろこし(※1)⑤ うち青刈りとうもろこし(※1)⑥ うち牧草(※1)⑦ うちは種(※1)⑧ うちは種以外(※1)⑨ 上記以外の飼料作物(※1)⑩ 加工用米(※1) 高収益作物(※4) 出荷・販売数量(数量払い対象) 玄米 米粉用米(※1) 出荷・販売数量(数量払い対象) 玄米 米粉用米(※1) 出荷・販売数量(数量払い対象) 玄米 飼料用米(生もみ) 出荷・販売数量(数量払い対象) 玄米 飼料用米(生もみ) 水稲作付面積 差し引き面積

産地交付金関係(水田活用の直接支払交付金対象農地のみ該当) 対象作物 基幹作物作付面積 二毛作付面積 そば なたね 新市場開拓用米(※1) 地力増進作物 高収益作物(※4)

水田農業高収益化推進助成関係(水田活用の直接支払交付金対象農地のみ該当)(※5) 項目 基幹作物作付面積 高収益作物定着促進支援 うち野菜 うち加工・業務用 うち果樹 うち加工・業務用 うち花き・花木 うちその他の高収益作物

畑地化促進助成 項目 基幹作物作付面積 高収益作物畑地化支援(高収益作物のみ) その他畑地化支援(一般作物又は高収益作物) 高収益作物定着促進支援 畑作物定着促進支援 子実用とうもろこし支援

畑作物産地形成促進事業 対象作物 基幹作物作付面積 別途実施事業対象面積 麦 うちR6畑地化 うちR6畑地化を除く 大豆 うちR6畑地化 うちR6畑地化を除く 高収益作物 うちR6畑地化 うちR6畑地化を除く うちR6畑地化 うちR6畑地化を除く

コメ新市場開拓等促進事業 対象作物 基幹作物作付面積 新市場開拓用米 加工用米 米粉用米

※1 戦略作物等関係の麦、大豆、子実用とうもろこし、加工用米、米粉用米及び産地交付金関係新市場開拓用米には、畑作物産地形成促進事業及びコメ新市場開拓等促進事業の交付対象とならない面積を記入すること。
※2 青刈り稲(④)は、飼料作物以外のわら専用稲等の面積を除く。
※3 青刈り稲には、飼料作物以外のわら専用稲等を含む。園芸作物等のうち、産地交付金の支払対象(見込み含む。)となっている面積を記入する。
※5 R4まで水田農業高収益化推進助成により高収益作物定着促進支援を受けていた農地のうち、当年において引き続き当該助成による高収益作物定着促進支援を受ける面積を記入すること。

畑地化促進事業 項目 基幹作物作付面積(※3)(R4開始分(※1)) 基幹作物作付面積(※3)(R5開始分(※2)) 高収益作物畑地化支援(高収益作物のみ) その他畑地化支援(一般作物又は高収益作物) 高収益作物定着促進支援 うち野菜 うち加工・業務用 うち果樹 うち加工・業務用 うち花き・花木 うちその他の高収益作物 畑作物定着促進支援 うち麦 うち大豆 うち飼料作物(※4)(子実用とうもろこし以外) うち飼料作物(子実用とうもろこし) うち子実用とうもろこし うちそば うちなたね うちその他の畑作物 別途実施事業対象面積 麦(R5) 大豆(R5) 飼料作物(は種)(R5) 飼料作物(は種以外)(R5)

※1 R4開始分の定着促進支援は、R4とR5の2年度分が対象のため、2倍の単価を乗じる。
※2 R5開始分の畑地化支援及び定着促進支援は、通常の単価とする。
※3 一括交付方式の場合は、R4開始分・R5開始分のいずれも一括交付の単価を乗じる。
※4 飼料作物には、青刈り稲、わら専用稲等の水稲を含まない。

## 様式第2号の参考

### 水稻生産実施計画書兼営農計画書の記入上の注意について

#### ■ 農業者記入欄

##### 1 「農業共済加入状況（含加入予定）記入欄」

当該年産の水稻・麦・大豆・そば・てん菜・でん粉原料用ばれいしょについて農業共済に加入している又は加入予定の場合に「○」を記入してください。

##### 2 畑作物の直接支払交付金（ゲタ）に係る生産予定面積

ゲタに係る対象畑作物ごとの「生産予定面積」の欄は、下記（1）～（6）を参照の上、「農地の利用計画記入欄」に記入した対象畑作物ごとに、水田、畑作、二毛作の区分に限らず、作付面積の合計値を記入してください。

なお、営農計画書の提出後（交付申請後）に、実際の作付面積が減少した場合は、速やかに地方農政局等にその旨を連絡してください。

###### （1）麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）

生産予定面積は、農協等と需要者の間で締結されたは種前契約に基づく出荷契約や、需要者と締結したは種前契約を履行する数量を生産するための実際の作付面積を基本とします。（数量払の対象とならない種子用麦、麦芽の原料として使用される麦（ビール用等）を生産するための作付面積を除いた面積としてください）。

（注）なお、小麦については、春期には種する小麦（以下「春まき」という。）と秋期には種する小麦（以下「秋まき」という。）に区別して作付面積を記入してください。

###### （2）大豆

生産予定面積は、は種前に農協等と締結した出荷契約や、需要者と締結したは種前契約を履行する数量を生産するための実際の作付面積を基本とします。（数量払の対象とならない種子用大豆、黒大豆を生産するための作付面積を除いた面積としてください）。

###### （3）そば

生産予定面積は、農協等と需要者の間で締結されたは種前契約や、需要者と締結したは種前契約を履行する数量を生産するための実際の作付面積を基本とします。（数量払の対象とならない種子用そばを生産するための作付面積を除いた面積としてください）。

###### （4）なたね

生産予定面積は、農協等と需要者の間で締結されたは種前契約に基づく出荷契約や、需要者と締結したは種前契約を履行する数量を生産するための実際の作付面積を基本とします。（数量払の対象とならないなたねを生産するための作付面積を除いた面積としてください）。

###### （5）てん菜

生産予定面積は、てん菜糖製造業者と締結した出荷契約を履行する数量を生

産するための実際の作付面積を基本とします。

(注) なお、数量払の交付対象数量は、国内産糖交付金の交付対象とされたてん菜糖の製造の用に供されたものの数量が上限となります。

(6) でん粉原料用ばれいしょ

生産予定面積は、農協等と締結した出荷契約を履行する数量を生産するための実際の作付面積を基本とします。

(注) なお、数量払の交付対象数量は、でん粉交付金の交付対象として販売されたでん粉の製造の用に供されたものの数量が上限となります。

3 「水稻単収欄」

「水稻用途別作付面積」の生産予定面積等の算定に用いる水稻単収を記入してください。

4 「水稻用途別作付面積欄」

需要者、集出荷業者等との出荷・販売契約数量及び生産予定面積を記入してください。

米粉用米、新市場開拓用米及び加工用米について、「うちコメ新市場事業（R5当初）対象を除く」欄には、コメ新市場開拓等促進事業（R5当初事業）に申請していない数量・面積を記入し、「うちコメ新市場事業（R5当初）対象」欄には、コメ新市場開拓等促進事業（R5当初事業）に申請した数量・面積を記載してください。

5 「水田農業高収益化推進助成関係」

高収益作物定着促進支援に取り組む場合は、開始年度及び対象面積を記入してください。

6 農地の利用計画記入欄

(1) 「農地の番号」

農地の番号については、水稻共済との整合性を図る観点から、耕地番号、分筆番号の設定に当たっては水稻共済と一体的な番号を設定するとともに、新たに水田等の追加がある場合は最後に追加し、水田等がなくなった場合は番号の修正をせず欠番としてください。

(2) 「地名、地番、大字、字、集落地番」

作付面積の現地確認等の確認のために必要ですので、必ず記入してください。

(3) 「交付対象農地区分」

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田は「1」を、水田活用の直接支払交付金の交付対象農地以外の水田は「2」を、畑地は「3」と記入してください。(交付対象農地区分は、地域農業再生協議会に確認して記入してください。)

なお、畑地化に取り組む場合は、取組年度においては「1」を、取組の翌年度以降は「2」又は「3」を記入してください。ただし、高収益作物畑地化支援及びその他畑地化支援に取り組む場合は、畑地化取組後であっても、高収益作物定着促進支援及び畑作物定着促進支援の支援期間においては、「1」を記

入してください。

(4) 「水稲作付最終年」

前年度以前で、水稲を作付けた最終年を記入してください（ただし、令和3年度以前の水稲作付最終年の記入は不要です。）。

例えば、令和4年度に水稲を作付けた場合には、令和5年度の営農計画書提出時に「R 4」と記入してください。

(5) 「作期」

一つのほ場で二毛作を行う場合には、ほ場欄を二段書きすることとし、次により記入してください。

○ 主食用水稲の作付けがある場合

主食用水稲の作付けは「1」を、主食用水稲以外の作物作付けは「2」を記入してください。

(例) 麦「2」－主食用水稲「1」

○ 主食用水稲の作付けがない場合

当年産の作物作付けのうち転作として作付けした作物を「1」を、二毛作として作付けした作物を「2」を記入してください。

(例) 麦「2」－大豆「1」（麦を転作扱いとする場合は、麦「1」－大豆「2」になります。）

(6) 「面積（本地面積）」

畦畔を含まない本地面積を記入してください。

また、農地転用を行った場合は、その転用面積は本地面積及び作付面積から除いてください。

(7) 「作物作付面積」

耕地ごとの作付面積を、1㎡未満を切り捨てて記入してください。

(注) 有機栽培等を行うことにより、通常の栽培方法と比べて単収が減少する場合であっても、実際に水稲を作付けする面積を記入してください。

(8) 「作物名」

主食用水稲（一般米、醸造用玄米又は種子用米生産ほ場）、麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、麦芽原料用麦（ビール用麦等）又は種子用麦）、大豆（普通大豆、黒大豆又は種子用大豆）、飼料作物（青刈り稲、子実用とうもろこし、青刈りとうもろこし、牧草、その他）、米粉用米、飼料用米（生もみを直接利用する取組は「飼料用米・生もみ」）、WCS用稲、加工用米、新市場開拓用米、そば（普通そば又は種子用そば）、なたね（食用植物油脂用、その他）、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ（専用品種、その他）、野菜又は果樹等の作物名のほか、不作付地がある場合はその状態（調整水田、自己保全管理又は土地改良通年施行等）について記入してください。また、必要に応じて品種名も記入してください。

(注1) 平成30年度以降3年間連続して作物の作付けが行われなかった場合の取扱い

平成30年度以降3年間連続して作物の作付けが行われておらず、その翌年度も作付けが行われないことが確実な場合には、水田活用の直接支払交付金の交付対象農地から除外します。

ただし、次に掲げる場合を除きます。

- ① 人・農地プランにおいて、近い将来農地の出し手となる者の農地（平成25年度以前において、地域の中心となる経営体に集積する農地として位置づけられたものを含みます。）
- ② その他現在の利用形態を当面維持する必要があると地方農政局長等が認めたもの
- ③ 農地中間管理機構が行う事業の対象となった水田で、農地中間管理機構から貸借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けたもの（ただし、農地を所有者自ら農地中間管理機構から借り受けた場合、農地を農地中間管理機構に貸し付けられる以前に利用権を有していた者が再び農地中間管理機構から借り受けた場合等を除きます。）

(注2) 畑地における対象畑作物の作付面積も記入してください。

(注3) 小麦のうち、ゲタに係る生産予定面積を申請し、かつ、「春まき」と「秋まき」の両方の作付予定がある場合、「春まき」と「秋まき」に区別して記入してください。

(9) 「は種の有無」

飼料作物（牧草）を作付けるほ場であって、当年産では種を行うほ場の場合に「○」を記入してください。

(10) 「自家消費該当」

水稻（新規需要米、加工用米を含みます。）、地力増進作物及び景観形成作物を除く作物のうち、出荷・販売を一切行っていない作物について当該欄に「○」を記入してください。なお、出荷・販売用に生産する作物について、収穫後にその一部を自家消費するなど自家消費用作物の生産ほ場を特定できない場合には、記入する必要はありません。

(11) 「多収品種」

米粉用米及び飼料用米の作付において、多収品種を用いる場合は「1」を、多収品種を用いない場合は「2」を記入してください。また、多収品種を用いる場合は「品種名」欄に品種名を記載してください。

(12) 「地権者（権原を有する者）」

作物を作付ける農地の使用収益権等が本人以外となっている場合、その者の住所地、氏名を記入してください。

(13) 「畑地化」

高収益作物畑地化支援に係る取組及びその他畑地化支援に取り組む年度を記入してください。畑地化の取組後、5年以上継続して高収益作物を作付けする場合は、「高収益作物のみ」欄に「○」を記入してください。

(14) 「備考」

備考として特記すべき事項を記入してください。平成29年度において醸造用玄米の生産数量目標の枠外で生産したほ場が特定できる場合には、備考欄に枠外と記入してください。

高収益作物定着促進支援に輪作で取り組む場合は備考欄に輪作と記入してください。

7 提出期限

- (1) 営農計画書は、経営所得安定対策等交付金交付申請書と併せて、毎年6月30日までに、自らが参加する認定方針作成者や申請手続の委託先である農協等を経由して地域農業再生協議会に、個別農業者で生産調整方針を作成している認定方針作成者及び生産調整方針に参加されていない個別農業者等は地域農業再生協議会に直接提出してください。
- (2) なお、内容に変更がある場合には、毎年6月30日までに、自らが参加する認定方針作成者や申請手続の委託先である農協等を経由して地域農業再生協議会に、個別農業者で生産調整方針を作成している認定方針作成者及び生産調整方針に参加されていない個別農業者等は地域農業再生協議会に直接申し出てください。

■ 水田活用の直接支払交付金関係（地域農業再生協議会担当者記入欄）

戦略作物ごとに確認した面積の合計を記入してください。ただし、新規開田地等水田活用の直接支払交付金の交付対象農地に該当していない水田での作付面積は除いてください。

■ 畑作物産地形成促進事業関係（地域農業再生協議会担当者記入欄）

戦略作物ごとに確認した面積の合計を記入してください。ただし、新規開田地等水田活用の直接支払交付金の交付対象農地に該当していない水田での作付面積は除いてください。

麦、大豆、高収益作物及び子実用とうもろこしについて、「うちR6畑地化」欄には、R6に畑地化する予定の面積を記入し、「うちR6畑地化を除く」欄には、R6に畑地化しない面積を記載してください。

以 上



経営所得安定対策への加入を希望する集落営農の一覧

〇〇農政局長  
 北海道農政事務所長  
 沖縄総合事務局長 } 殿

市町村長

経営所得安定対策等実施要綱(平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知) IV の第 1 の 1 の (1) の①のイの (ウ) の規定に基づき、〇年〇月〇日現在、下表の〇年度の経営所得安定対策への加入を希望する集落営農については、農業経営を営む法人となること及び地域における農地利用の集積を確実に行うと見込まれるものと判断します。

番号	集落営農名称	代表者氏名	所在地住所	設立年月
1	〇〇集落営農	〇〇〇〇	〇〇県〇〇市・・・	27.3
2	□□集落営農	□□□□	〇〇県〇〇市・・・	25.3

経営所得安定対策等交付金の対象作物等の  
地域別作付計画面積報告書

年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔北海道農政事務局長  
内閣府沖縄総合事務局長〕

地域農業再生協議会長

経営所得安定対策等実施要綱（平成23年 4 月 1 日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅲの 3 の（2）の規定に基づき、7 月 1 日現在における営農計画書の内容を取りまとめたので、下記のとおり報告します。

1 経営形態:

2 営農計画書の提出件数(交付申請者数) 件

3 畑作物の直接支払交付金の生産予定面積(単位:ha)

作物名	麦				大豆	てん菜	でん粉原料 用ばれいしよ	そば	なたね
	小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦					
生産予定面積									

4 水田活用直接支払交付金の作付計画面積

(1)①水田活用の直接支払交付金(戦略作物助成)(単位:ha)

作物名	麦	大豆	飼料作物 (除くWCS用稲)	うち子実用 とうもろこし	うち青刈り とうもろこし	うち牧草	WCS用稲		米粉用米
							は種	は種以外	
作付計画面積									

作物名	飼料用米	うち生もみ を利用する取 組を除く	うち生もみ を直接利用す る取組	加工用米

※ 麦、大豆、子実用とうもろこし、加工用米及び米粉用米には、畑作物産地形成促進事業及びコメ新市場開拓等促進事業の交付対象となっていない面積を記入すること。

(1)②水田活用の直接支払交付金(水田農業高収益化推進助成)(単位:ha)

作物名等	高収益作物定着促進支援					
	野菜		花き・花木	果樹		その他
	うち加工・業務用	うち加工・業務用 を除く		うち加工・業務用	うち加工・業務用 を除く	
対象面積						

※ R4まで水田農業高収益化推進助成により高収益作物定着促進支援を受けていた農地のうち、当年において引き続き当該助成による高収益作物定着促進支援を受ける面積を記入すること。

(1)③水田活用の直接支払交付金(畑地化促進助成)(単位:ha)

作物名等	高収益作物畑地化支援	その他畑地化支援	高収益作物定着促進支援		畑作物定着促進支援	子実用とうもろこし支援
			うち加工・業務用			
対象面積						

(2)コメ新市場開拓等促進事業(単位:ha)

作物名等	新市場開拓用米	加工用米	米粉用米
対象面積			

(3)畑作物産地形成促進事業(単位:ha)

作物名等	麦		大豆	高収益作物		子実用とうもろこし
	令和6年度畑地化対象	令和6年度畑地化対象を除く		令和6年度畑地化対象	令和6年度畑地化対象を除く	
対象面積						

別途実施事業		
作物名等	麦	大豆
対象面積		

(4)①畑地化促進事業(R4開始分)(単位:ha)

作物名等	高収益作物定着促進支援						対象面積※
	野菜		花き・花木	果樹		その他	
	うち加工・業務用	うち加工・業務用を除く		うち加工・業務用	うち加工・業務用を除く		
対象面積※							

作物名等	畑作物定着促進支援							対象面積
	麦	大豆	飼料作物(子実用とうもろこし以外)	飼料作物(子実用とうもろこし)	子実用とうもろこし	そば	なたね	
対象面積								

※ R4年において、既に、水田農業高収益化推進助成により高収益作物定着促進支援を受けた農地が含まれる場合は、当該面積は対象面積から差し引いて記入してください。

(4)②畑地化促進事業(R5開始分)(単位:ha)

作物名等	高収益作物定着促進支援						高収益作物畑地化支援
	野菜		花き・花木	果樹		その他	
	うち加工・業務用	うち加工・業務用を除く		うち加工・業務用	うち加工・業務用を除く		
対象面積							

作物名等	畑作物定着促進支援							その他畑地化支援
	麦	大豆	飼料作物(子実用とうもろこし以外)	飼料作物(子実用とうもろこし)	子実用とうもろこし	そば	なたね	
対象面積								

別途実施事業				
作物名等	麦	大豆	飼料作物(は種)	飼料作物(は種以外)
対象面積				

【参考】主食用米等及び二毛作面積(単位:ha)

作物名	主食用米	二毛作面積※											
		麦	大豆	飼料作物(除くWCS用稲)	WCS用稲	米粉用米	飼料用米	加工用米	新市場開拓用米	そば	なたね	地力増進作物	
作付計画面積													

※ 営農計画書の農地の利用計画記入欄に記載された二毛作面積の合計を記載してください。

5 水田活用直接支払交付金の交付対象農地(単位:ha)

※ (うち加入者の面積)	ha ha)	定期的な確認方法 <input type="checkbox"/> 実測 <input type="checkbox"/> 公的資料との確認 <input type="checkbox"/> その他 (実測年度: ) (資料名: ) (確認方法: )
-----------------	-----------	---

※ 協議会の水田情報(水田台帳等)で整理されている全ての交付対象水田(4の(1)③及び(4)②の畑地化の面積は除きます。)の合計面積を記載してください。





交付申請者の農業経営の承継等に関する申出書

年 月 日

〇〇農政局長 殿  
 ( 北海道農政事務所長  
 内閣府沖縄総合事務局長 )

交付申請者氏名 ( 法人等にあつては、  
 名称及び代表者氏名 )

経営承継者又は  
 相続人の氏名 ( 法人等にあつては、  
 名称及び代表者氏名 )

経営所得安定対策等交付金の交付申請者から農業経営の承継又は相続により、私が代わって交付金の交付を受ける承継をすることとしたので、下記のとおり届け出ます。

記

1 農業経営の承継等に係る事由の発生日及びその内容

事由発生日	年 月 日
内容(該当するものにレ印を記入してください) <input type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> 移譲 <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 法人化 <input type="checkbox"/> その他(以下に具体的に事由を記入してください) [ ]	

2 農業経営の承継等に係る内容

	[旧]承継前の経営体 (対策加入者)	➔ (いずれかにレ印を記入してください) [新] <input type="checkbox"/> 承継後の経営体(経営承継者) <input type="checkbox"/> 経営を承継しない相続人
フリガナ		
氏名・組織名称		
フリガナ		
代表者氏名		
交付申請者管理コード		
住 所	電話 ( )	電話 ( )
※ゲタ対策申請者のみ 申請年6月末時点の 消費税の課税事業者・ 免税事業者等の状況	<input type="checkbox"/> 課税事業者(簡易課税事業者含む) <input type="checkbox"/> 免税事業者 <input type="checkbox"/> 各構成員が申告	<input type="checkbox"/> 課税事業者(簡易課税事業者含む) <input type="checkbox"/> 免税事業者 <input type="checkbox"/> 各構成員が申告

3 交付金の振込口座(口座情報の記載を間違えると、入金できませんので注意してください。)

<b>金融機関(ゆうちょ銀行以外)</b>	
金融機関コード(数字4ケタ)	金融機関名 農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金
支店コード(数字3ケタ)	支店名
預金種別(該当のものにレ印をつけてください)	
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知	
口座番号(7ケタに満たない場合は、右づめで記入)	
口座名義人	
フリガナ	
漢字	
<b>ゆうちょ銀行</b>	
記号(6ケタ目がある場合は※部分に記入)	番号(右づめで記入)
1 0 ※	1
口座名義人	
フリガナ	
漢字	

(備考)

(注意事項)

- 交付申請者と経営承継者が複数の場合は、全ての経営体について記入してください。
- 農業経営の承継等があったことを確認できる書類を添付してください。
- 交付金の振込口座に該当する「通帳表紙裏ページ」の写しを添付してください。
- 収入減少影響緩和交付金の加入者から承継又は相続を受けようとする方であつて、引き続き同交付金に加入することを希望する場合は、積立金返納申出書及び積立申出書を併せて提出してください。
- 畑作物の直接支払交付金の交付申請者から経営承継する者は、それぞれの課税事業者・免税事業者等の状況にレ印を記入の上必要な書類を添付してください。